

東松島市導入促進基本計画

【国同意日】令和7年5月21日

宮 城 県 東 松 島 市

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成17年国勢調査における43,235人をピークに減少傾向の中、東日本大震災の影響により大幅な減少となったが、令和2年国勢調査では39,098人で、5年前の平成27年の調査時から405人の減(1.03%)に留まり、宮城県全体の減少率1.3%よりも少ない減少率となっている。

市内の就業人口構造は、平成27年から令和2年国勢調査の産業別就業人口の推移によると、第一次産業は1,444人から1,325人と約8.9%減少、第二次産業は4,850人から4,385人と約10.6%減少、第三次産業は12,209人から12,206人と約0.02%減少しており、特に第一次、第二次産業人口の後退が際立っている。

また、市内の産業構造は、第一次産業の農林水産業が基幹産業であり、第二次産業から第三次産業まで多様な産業が事業を展開している。主な内訳として、令和3年経済センサスによると卸売・小売業が22.6%、建設業が14.2%、生活関連サービス業が10.8%を占めている。

一方、近年では、市内の事業所数は減少傾向にあり、特に東日本大震災の影響で大幅に減少したことにより、平成21年から令和3年経済センサスの事業者数の推移によると1,662事業所から1,271事業所と約31%減少している状況である。

このような状況の中、市内事業者のほとんどが、中小企業・小規模企業者であり、近年の物価高騰による影響を強く受けているだけでなく、人口減少に伴う需要の減退や消費・流通構造の変化による競争の激化、就業人口の減少に伴う人手・後継者不足などの様々な課題に直面し、今後地域経済の縮小が危惧されている状況の中、販売力強化、業務プロセスの改善、組織力強化等に向けた生産性の向上が求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

前述のとおり、本市の産業は、第1次産業、第2次産業、第3次産業のいずれも本市経済を持続的に維持、発展させていくために欠かせないものとなっており、産業の振興に向け、事業者の生産性向上の取組を促していく必要がある。

したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、小売業者は JR 仙石線沿線上の駅周辺や国道45号線沿い、観光資源を活用した宿泊・サービス業は奥松島エリア、製造業は3つの工業団地を中心に域内に広く立地しており、様々な産業が広域にわたり点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、第一次産業から第三次産業まで多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日 ～ 令和9年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定においては、以下の事項に配慮するものとする。

- ・ 人員削減を目的とした取組を含む計画については認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること

- ・ 市税を滞納している者については認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性を維持すること
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に資するものとする